

○大村市奨学金返還定住支援補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第51号

(趣旨)

第1条 市は、若者の定住を促進するため、予算の定めるところにより、大村市奨学金基金条例（昭和56年大村市条例第3号。以下「条例」という。）に基づく奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた者であって、市内に住所を有し、かつ、県内で就労しているものに対し、大村市奨学金返還定住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けた者であって、本人自らその返還を行っているもの
- (2) 補助金の交付を申請する年度（以下「交付申請年度」という。）の初日において3年以上継続して市内に住所を有する者であって、同日以後翌年2月末日までの間引き続き市内に住所を有しているもの
- (3) 県内で9月以上就労している者であって、1週間の所定の労働時間が30時間以上であるもの
- (4) 奨学金の2分の1以上の額を返還している者
- (5) 市税を滞納し、又は奨学金の返還を延滞していない者
- (6) 常勤の国家公務員、地方公務員又はこれに準ずると市長が認める者（臨時的任用職員を除く。）でない者

(補助額)

第3条 補助金は、交付申請年度までに返還した奨学金の額と、当該年度までに返還した奨学金の額から貸与を受けた奨学金の2分の1に相当する額を控除した額とを比較していずれか少ない額とする。ただし、条例第6条第1号に該当する者であった場合は6万円、同条第2号に該当する者であった場合は18万円を上限とする。

(申請の手続)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、大村市教育委員会が指定する日とする。

（補助金の支払）

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第3号による請求書に補助金の交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

（交付手続の省略）

第6条 規則第24条の規定により、規則第13条の規定による状況報告、規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出及び規則第16条の規定による補助金の額の確定の手続は、省略するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。